

コロナ
対策

令和2年度 止水板補助金制度が改正されます

◆ 止水板とは？

耐水性能を持つ素材の板で、浸水の恐れのある建物の出入口などに設置することができ、取外しが可能なものをいいます。

土のうを積み上げるのに対し、比較的軽量で、短時間での設置が可能であることが特徴です。また、土のうと比較し、止水能力も優れています。



重さ約10kgほど（重さはメーカーにより異なります）

いままで

- ① 止水板設置工事費の1/2を補助します
- ② 30万円を限度とします

土のう配布時の接触機会の
減少につなげるため



令和2年度のみ
市内業者の工事に限り！

※業者については事前にご相談ください

令和2年度

- ① 止水板設置工事に要した費用を補助します！
- ② **60万円**を限度とします！

※市内に本店を有する業者が工事する場合に限りますのでご注意ください。

※**市外業者にて工事する場合**については、これまでと同様に補助事業に要した経費の1/2に相当する額の範囲内とし、1つの建物等について30万円を限度に補助します。

詳しくは

羽生市HP建設課のページより、
『羽生市止水板設置補助金制度について』をご確認ください。
又は、羽生市役所2階北側建設課治水係の窓口までお越しください。電話でのご相談も可能です。

※補助金の交付には、申請後に審査がございますのでご了承ください。

お問い合わせ

羽生市建設課治水係（羽生市役所2階）
〒348-8601
羽生市東6丁目15番地
TEL 048(561)1121（内線251）